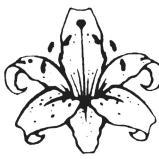


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和7年2月28日（金曜日）

号外第10号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○規則

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（県土整備・砂防課）

1

規 則

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第14号

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成11年神奈川県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号から第22号までを削る。

第3条に次の1項を加える。

2 再生資源利用促進計画（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第2条第2号に規定する再生資源利用促進計画をいい、同令第8条第4項に規定する書面を含む。以下同じ。）を作成した者又はストックヤード運営事業者（ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第2条第3項に規定するストックヤード運営事業者をいう。以下同じ。）が条例第4条第1項又は第2項の規定により届出を行おうとする場合は、前項各号に掲げる図書のほか、処理計画書に再生資源利用促進計画又は同告示第10条第1項の規定によりストックヤード運営事業者が作成する書面（以下「搬出先適正確認記録」という。）を添付することができる。

第6条に次の1項を加える。

2 第3条第2項の規定により処理計画書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合にあっては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画書への記載を省略することができる。

第7条第3項第3号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同条第5項第4号中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

6 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第5条第3項の規定により届出を行おうとする場合は、処理計画補完書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画補完書への記載を省略することができる。

発行

電話 横浜市政策局区政策部政策法務課
(〇四五)二二〇一一二一通一

第8条に次の1項を加える。

2 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第7条の規定により届出を行おうとする場合は、処理結果（廃止）報告書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、次に掲げる事項のうち当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項と重複すると認められる事項については、処理結果（廃止）報告書への記載を省略することができる。

- (1) 建設工事の名称
- (2) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域
- (3) 搬出した土砂の数量
- (4) 土砂を搬出した期間
- (5) 搬出先に係る事項

第8条の2から第21条までを削る。

第22条中「第20条第7項」を「第9条第2項」に、「第15号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第9条とする。

第23条から第24条の2までを削る。

第25条第1項中「第27条第1項に」を「第10条第1項に」に改め、同項第1号中「第27条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる」を「第6条の勧告に従わなかった」に改め、同項第2号中「、違反の事実又は命令の内容」を削り、同条第2項中「第27条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第26条を第11条とする。

別表第1から別表第8までを削る。

第1号様式中「~~搬出先に係る備考~~」を「※~~搬出先に係る備考~~」に改め、同様式（裏）中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同様式（裏）に備考1として次のように加える。

1 ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合には、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。

第4号様式中「~~搬出先に係る備考~~」を「※~~搬出先に係る備考~~」に改め、同様式（裏）中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同様式（裏）に備考1として次のように加える。

1 ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合には、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。

第5号様式中「建設工事」を「※建設工事」に、「搬出した土砂」を「※搬出した土砂」に、「土砂を」を「※土砂を」に、「~~搬出先に係る備考~~」を「※~~搬出先に係る備考~~」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合には、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。

第6号様式から第14号様式までを削る。

第15号様式（表）中「(第22条関係)」を「(第9条関係)」に、「第20条第5項及び第6項並びに第24条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

(立入検査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為を行った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第15号様式を第6号様式とする。

第16号様式を削る。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第79号）附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条例による改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の規定に基づく事務は、改正前の第1条の規定の例により土木事務所長又は治水事務所長に委任する。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。